

議案第 19 号

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例等の
一部を改正する条例制定について

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例等の一部
を改正する条例

(境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条の見出しを「(給料表及び等級別基準職務表)」に改め、同条第2項中「、その職務の内容は、市規則で定める」を「、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第2）に定めるとおりとする」に改め、同条第3項中「、すべて」を「、全て」に、「級」を「等級別基準職務表に掲げる職務の級」に改める。

第4条第2項中「職員の級」を「職務の級」に改める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1	主事又は技師の職務
2	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3	主任の職務
4	係長又は主幹の職務
5	課長補佐の職務
6	課長又は主査の職務
7	次長の職務
8	部長又は参事の職務

(境港市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 境港市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年境港市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4月末」を「5月末日」に改める。

第3条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号を同条第10号とし、同条第6号中「研修及び勤務成績の評

定」を「研修」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条中第 5 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 職員の休業の状況

第 3 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第 4 条中「4 月末」を「5 月末日」に改める。

第 6 条中「6 月末」を「7 月末日」に改める。

第 7 条第 1 号中「境港市報」を「市報」に改め、同条第 2 号中「インターネットを利用して閲覧に供する」を「市のホームページに掲載する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第 2 条の規定による改正前の境港市一般職の職員の給与に関する条例の規定によりその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が施行日において第 2 条の規定による改正後の境港市一般職の職員の給与に関する条例別表第 2 の等級別基準職務表に適合しない場合は、旧級をもって当該職員の施行日における職務の級とする。

(参 考)

主 な 内 容

1 地方公務員法の一部改正に伴う整備

(1) 等級別基準職務表の設定（第2条関係）

条例で「等級別基準職務表」を定め、等級別に職名ごとの職員数を公表するものとされたことから、同表について定める。

(2) 人事行政の運営の状況に関する報告項目の追加（第3条関係）

任命権者が市長に対して報告すべき人事行政の運営の状況に関する事項について、新たに追加となった項目を加える。

2 施行期日

平成28年4月1日

議案第 2 0 号

境港市職員の退職管理に関する条例制定について

境港市職員の退職管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項に規定する役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（境港市立の学校に勤務する県費負担教職員にあつては、境港市教育委員会）に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 元職員による働きかけの禁止（第2条関係）

営利企業等に再就職した元職員のうち離職した日の5年前の日より前に国の部長又は課長相当職に就いていた者は、当該職に就いていた時に在籍していた執行機関の組織等の職員等に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを定める。

2 再就職情報の届出（第3条関係）

管理又は監督の地位にある職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、再就職情報を届け出なければならないことを定める。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 2 1 号

境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について

境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲

げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するために適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

（1）境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港市条例第42号。以下「勤務時間条例」という。）第20条の規定による介護休暇の承認

（2）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命

権者は、あらかじめ当該職員又は短時間勤務職員の同意を得なければならない。

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、特定任期付職員給料表（別表第1）を適用する。

- 2 任命権者は、特定任期付職員の職務の級を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、市長の同意を得て、全ての特定任期付職員の職務を前項に規定する級のいずれかに格付し、第1項の給料表により特定任期付職員に給料を支給しなければならない。
- 4 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる職務の級により難いときは、前3項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる5級の給料月額にその額と同表に掲げる4級の給料月額との差額に整数を乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（その額が70万円を超える場合は、70万円）とすることができる。
- 5 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 6 第2項の規定による職務の級の決定、第4項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の給与に関する特例）

第8条 第2条第2項及び第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）及び第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）には、任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員給料表（別表第2）を適用する。

- 2 任命権者は、任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の職務の級を、任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、市長の同意を得て、全ての任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の職務を前項に規定する級のいずれかに格付し、第1項の給料表により任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員に給料を支給しなければならない。
- 4 任期付短時間勤務職員の給料月額は、第2項の規定により決定する職務の級がその者が任期付常勤職員であるものとした場合の職務の級であるものとしたときのその職務の級に応じて、第1項に規定する給料月額に、勤務時間条例第4条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、任命権者は、他の職員との著しい不均衡を生ずる場合には、規則で定めるところにより、任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額を決定することができる。

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第9条 特定任期付職員については、境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条まで、第10条から第11条まで、第12条、第16条から第18条まで及び第26条の規定は、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の規定の適用については、同条第1項中「第12条の規定に基づき市長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として市規則で定める職員」とあるのは、「境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年境港市条例第 号）第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」とする。

- 3 特定任期付職員に対する給与条例第23条の規定の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

(任期付常勤職員等に対する給与条例の適用除外等)

第10条 任期付常勤職員については、給与条例第3条から第4条までの規定は、適用しない。

- 2 任期付短時間勤務職員については、給与条例第3条から第4条まで、第10条から第11条まで及び第11条の3の規定は、適用しない。

- 3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第11条の2、第16条、第19条及び第27条の規定の適用については、給与条例第11条の2第2項第2号中「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員」とあるのは「境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年境港市条例第 号）第8条第1項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第16条第2項及び第19条中「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、給与条例第27条中「臨時的に任用する職員」とあるのは「臨時的に任用する職員（任期付短時間勤務職員を除く。）」とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 2 境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）の一部を次の

ように改正する。

第2条第1項中「採用された職員」を「採用された職員（以下「再任用職員」という。）及び境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年境港市条例第 号）第2条、第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）」に改め、同条第2項中「職員以外の者」を「職員以外の者（再任用職員及び任期付職員を除く。）」に改める。

（境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

3 境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「法第28条の4第1項」を「境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年境港市条例第 号）第8条第1項に規定する任期付短時間勤務職員及び法第28条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第4条の3及び第10条第1項各号中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

職務の級	給料月額
1	371,000円
2	419,000円
3	471,000円
4	532,000円
5	607,000円

別表第2（第8条関係）

任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員給料表

職務の級	給料月額（円）
1	境港市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の職務の級1級の欄の5号給の項に定める額と同一の額
2	給与条例別表第1の職務の級2級の欄の1号給の項に定める額と同一の額
3	給与条例別表第1の職務の級3級の欄の1号給の項に定める額と同一の額
4	給与条例別表第1の職務の級4級の欄の1号給の項に定める額と同一の額

5	給与条例別表第 1 の職務の級 5 級の欄の 1 号給の項に定める額と同一の額
6	給与条例別表第 1 の職務の級 6 級の欄の 1 号給の項に定める額と同一の額

(参 考)

主 な 内 容

1 任期付職員の採用及び給与の特例に関する規定の整備

(1) 任期付職員の種類

ア 特定任期付職員（第2条第1項関係）

高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる場合

イ 任期付常勤職員（第2条第2項、第3条関係）

（ア）専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要とされる場合

（イ）一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事させることが必要とされる場合

（ウ）一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させることが必要とされる場合

ウ 任期付短時間勤務職員（第4条関係）

（ア）イの（イ）及び（ウ）の場合

（イ）住民に対するサービスの提供時間の延長、繁忙時における提供体制の充実等を維持することが必要とされる場合

（ウ）介護休暇及び地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業を取得する職員の代替として必要とされる場合

(2) 給与の特例等（第7条から第10条まで、別表第1、別表第2関係）

任期付職員の給料については、別表第1及び別表第2に掲げる給料表を適用するとともに、境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部の規定について適用除外等とする。

2 施行期日

平成28年4月1日

議案第 22 号

境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年境港市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表中

「

0.76
0.76
0.88
0.76
0.88
0.88
0.76
0.76
0.89
0.76
0.88
0.89
0.83
0.83
0.91
0.83
0.91
0.91

」を

「

0.75
0.75
0.89
0.73
0.88
0.88
0.74
0.74
0.89

0.73
0.83
0.88
0.80
0.80
0.90
0.80
0.84
0.88

」に改める。

附則第5条第2項の表中

「

0.76
0.76
0.88
0.76
0.88
0.88

」を

「

0.75
0.75
0.89
0.73
0.88
0.88

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 他の年金が給付される場合における調整率の改正（附則第 5 条関係）
地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、年金たる補償及び休業補償について、他の年金が給付される場合に乗じる調整率に変更が生じたことによる改正
- 2 施行期日
平成28年 4 月 1 日

議案第 23 号

境港市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

境港市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市事務分掌条例の一部を改正する条例

境港市事務分掌条例（平成 9 年境港市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第10号を第12号とし、第 9 号の次に次の 2 号を加える。

(10) 広聴に関すること。

(11) 消防及び防災に関すること。

第 3 条第 6 号及び第 7 号を削る。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 事務分掌の変更

市民生活部が所管している広聴、消防及び防災に関する事務を総務部の所管に変更する。

2 施行期日

平成28年 4 月 1 日

議案第 24 号

境港市行政不服審査会条例制定について

境港市行政不服審査会条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、境港市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人で組織する。

2 委員は、法律又は行政に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 境港市行政不服審査会の設置等

行政不服審査法の規定に基づき、審査庁からの諮問を受け審査請求に係る事件を調査審議する第三者機関である「境港市行政不服審査会」の設置並びにその組織及び運営に関する規定を整備する。

2 施行期日

平成28年4月1日

議案第 25 号

境港市行政不服審査法関係手数料の徴収に関する条例制定について

境港市行政不服審査法関係手数料の徴収に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市行政不服審査法関係手数料の徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による手数料の徴収については、法その他関係法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(手数料の額)

第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の手数料（以下「手数料」という。）の額は、交付に係る同条第1項に規定する書面若しくは書類（以下「対象書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）ごとに、別表に定めるとおりとする。

(手数料の減免)

第4条 審理員（審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、審査庁）は、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により、同条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難その他特別の理由により手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の納付)

第5条 手数料は、法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を受けるときに納付しなければならない。

(手数料の還付)

第6条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、審理員（審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、審査庁）が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(送付による交付)

第7条 法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を受ける審査請求人等は、対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該審査請求人等の負担とする。

(準用)

第8条 第3条から前条までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第3条中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場

合を含む。)」とあるのは「法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項」と、「書面若しくは書類」とあるのは「主張書面若しくは資料」と、第3条及び前条中「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、第4条及び第6条中「審理員（審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、審査庁）」とあるのは「境港市行政不服審査会」と、第4条中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項」と、第5条及び前条中「法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第78条第1項」と読み替えるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	交付の方法	金額
対象書面等又は 対象主張書面等	複写機により用紙に複写したものの交付（白黒）	用紙1枚につき 10円
	複写機により用紙に複写したものの交付（カラー）	用紙1枚につき 20円
対象電磁的記録	用紙に出力したものの交付（白黒）	用紙1枚につき 10円
	用紙に出力したものの交付（カラー）	用紙1枚につき 20円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。

(参 考)

主 な 内 容

1 行政不服審査法に規定する手数料の徴収等

行政不服審査法の規定に基づき、審理員又は審査庁の審理にあたって提出された書面等の交付に係る手数料及び審査請求に係る事件を調査審議する境港市行政不服審査会に提出された主張書面等の交付に係る手数料を定めるとともに、その減免等に係る規定を整備する。

2 施行期日

平成28年4月1日

議案第 26 号

境港市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について

境港市情報公開条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市情報公開条例等の一部を改正する条例

(境港市情報公開条例の一部改正)

第1条 境港市情報公開条例（平成11年境港市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第13条の2 第9条第1項の決定又は第10条の拒否（以下「開示決定等」という。）

又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第14条第1項中「第9条の決定又は第10条の拒否（以下「開示決定等」という。）」を「開示決定等又は開示請求に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。

第14条第2項中「前項の規定により」を「第1項の規定による」に、「次に掲げるもの」を「次に掲げる者」に改め、同項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「そのもの」を「その者」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(境港市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 境港市個人情報保護条例（平成11年境港市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第26条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第26条の2 第16条第1項若しくは第23条第1項の決定又は第17条の拒否（以下

「開示決定等」という。）又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第27条第1項中「第16条若しくは第23条第1項の決定又は第17条の拒否（以下「開示決定等」という。）」を「開示決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係

る不作為」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「当該不服申立てが不適法であり、却下する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- （１）審査請求が不適法であり、却下するとき。
- （２）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとするとき。
- （３）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正等を行うこととするとき。

第27条第2項中「前項の規定により」を「第1項の規定による」に改め、同項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書を添えてしなければならない。

（境港市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 境港市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年境港市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「に基づき、実施機関（境港市情報公開条例第2条第1号及び境港市個人情報保護条例第2条第1号に規定する機関をいう。以下同じ。）に」を「により」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（２）境港市個人情報保護条例第7条第2項、第8条第2項第7号又は第9条第1項第6号の規定により意見を求められた事項

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

第5条に次の1項を加える。

5 会議は、第2条第1号に規定する事項に係る調査及び審査を行うときは、非公開とする。

第6条及び第7条を次のように改める。

（調査権限）

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に諮問をした境港市情報公開条例第2条第1号又は境港市個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）に対し、審査請求の対象となっている公文書（境港市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）又は

自己情報（境港市個人情報保護条例第12条第1項に規定する自己情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は自己情報の開示を求めることができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は自己情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法に分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を会議で陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第10条を第13条とし、第9条を第12条とし、第8条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

（意見書等の提出）

第8条 審査請求人等は、審査会に対して、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第9条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料の写しを提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた境港市情報公開条例第9条第1項の決定又は第10条の拒否又は施行日前にされた同条例第5条の規定による開示の請求に係る不作為（第4項において「公開条例の規定により施行日前にされた処分又は申請に係る不作為」という。）に関する不服申立てについては、第1条の規定による改正後の境港市情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前にされた境港市個人情報保護条例第16条第1項若しくは第23条第1項の決定若しくは第17条の拒否又は施行日前にされた同条例第12条第1項の規定による開示の請求、第19条の規定による訂正の請求、第20条の規定による利用の停止若しくは消去の請求若しくは第21条の規定による提供の停止の請求に係る不作為（次項において「保護条例の規定により施行日前にされた処分又は申請に係る不作為」という。）に関する不服申立てについては、第2条の規定による改正後の境港市個人情報保護条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 公開条例の規定により施行日前にされた処分又は申請に係る不作為及び保護条例の規定により施行日前にされた処分又は申請に係る不作為に関する不服申立てに係る諮問については、第3条の規定による改正後の境港市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 行政不服審査法の全部改正に伴う整備

(1) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第1条及び第2条関係）

境港市情報公開条例の規定による開示決定等及び境港市個人情報保護条例の規定による開示決定等に係る審査請求の審理において、行政不服審査法第9条第1項に定める審理員による審理手続に関する規定を同項ただし書の規定に基づき適用除外とし、現行の境港市情報公開・個人情報保護審査会による調査及び審査の体制を引き続き維持する。

(2) 調査及び審査の手続の整備（第3条関係）

境港市情報公開・個人情報保護審査会が審査請求に係る諮問を受けた際の調査及び審査の手続について、所要の規定を整備する。

2 施行期日

平成28年4月1日

議案第 27 号

境港市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

境港市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

境港市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年境港町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」を「住所又は居所」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」を「住所又は居所」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第12条第1項中「、決定書」を「、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）主文

（2）事案の概要

（3）審査申出人及び市長の主張の要旨

（4）理由

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の境港市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 行政不服審査法の全部改正に伴う整備

行政不服審査法の改正に伴い、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出及びその決定の手続について、所要の規定を整備する。

2 施行期日

平成28年4月1日

議案第 28 号

公聴会参加者等実費弁償支給条例制定について

公聴会参加者等実費弁償支給条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

公聴会参加者等実費弁償支給条例

公聴会参加者等実費弁償支給条例(昭和31年境港市条例第49号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、公聴会参加者等に対する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、公聴会参加者等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の3第3項の規定により選挙管理委員会の求めに応じて出頭した者
- (2) 地方自治法第100条第1項後段の規定により議会の請求に応じて出頭した者
- (3) 地方自治法第115条の2第1項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により議会の公聴会に参加した者
- (4) 地方自治法第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により議会の求めに応じて出頭した者
- (5) 地方自治法第199条第8項の規定により監査委員の求めに応じて出頭した者
- (6) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により選挙管理委員会の求めに応じて出頭した者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第7項の規定により固定資産評価審査委員会の求めに応じて出席した者（同法第432条第1項の規定により審査を申し出た者又は同条第2項前段において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第12条第1項の規定による代理人を除く。）
- (8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定により公平委員会の求めに応じて出頭した者
- (9) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項の規定により農業委員会の求めに応じて出頭した者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由により市長その他の執行機関又はこれらの附属機関の求めに応じて出頭又は出席した者

(実費弁償)

第3条 公聴会参加者等に対しては、この条例の定めるところにより実費を弁償する。

2 実費弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額及び支給方法は、境港市職員等の旅費に関する条例（昭和34年境港市条例第38号）の例による。ただし、公聴会参加者等の職務の内容、学識経験その他特別の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、別に定めることができる。

(適用除外)

第4条 本市の職員（地方公務員法第3条第2項及び第3項に規定する職員をいう。）がその職務に関連して公聴会参加者等となる場合は、実費を弁償しない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(境港市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

2 境港市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年境港町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

(境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

3 境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年境港市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項を削る。

(参 考)

主 な 内 容

1 支給対象の追加（第2条関係）

実費弁償の支給対象に地方自治法第207条に規定する者のほか、同法第180条の5に規定する委員会の求めに応じて出頭又は出席した者等を加える。

2 支給の制限（第4条関係）

本市の職員がその職務に関連して公聴会参加者等となる場合は、実費弁償を支給しないこととする。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 29 号

境港市税条例の一部を改正する条例制定について

境港市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市税条例の一部を改正する条例

境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第34条の6に次の1項を加える。

- 4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人鳥取県 自閉症協会	鳥取市瓦町601番地	平成27年1月1日から 平成31年12月31日まで

第51条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第63条の2第1項第1号中「個人番号（当該書類を提出する者）」を「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（当該書類を提出する者）」に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者）」を「法人番号（法人番号を有しない者）」に改める。

第142条に次の2号を加える。

- （3）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。以下この号において単に「学校」という。）の修学旅行、学校として参加する体育大会その他学校教育上の行事における当該学校の児童、生徒及び学生並びにその引率者

- （4）災害その他特別の事情があると市長が認める者

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（市民税の経過措置）

第2条 この条例による改正後の境港市税条例（以下「新条例」という。）第51条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の境港市税条例（以下「旧条例」という。）第51条第2項第1号に規定する申請書については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第3条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第4条 新条例第142条の規定は、施行日以後に入湯する者について適用し、同日前に入湯した者については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の指定（第34条の6 関係）

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に、境港市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例に規定する基準を満たした「特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会」に対して平成27年1月1日から平成31年12月31日までの間になされた寄附金を加える。

2 個人番号の規定の整備（第51条、第139条の3 関係）

個人市民税の減免申請書及び特別土地保有税の減免申請書に、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定される個人番号の項目を追加しないこととなったことによる所要の改正

3 入湯税の課税免除項目の追加（第142条 関係）

入湯税の課税免除する者に、次に掲げる者を加える。

- （1）学校教育上の行事における学校（大学を除く。）の児童、生徒及び学生並びにその引率者
- （2）災害その他特別の事情があると市長が認める者

4 施行期日

公布の日

議案第 3 0 号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の6.97」を「100分の8.06」に改める。

第5条中「100分の21.47」を「100分の24.73」に改める。

第6条中「2万4,700円」を「2万5,000円」に改める。

第6条の2第1号中「2万5,300円」を「2万6,200円」に改め、同条第2号中「1万2,650円」を「1万3,100円」に改め、同条第3号中「1万8,975円」を「1万9,650円」に改める。

第7条中「100分の1.78」を「100分の2.55」に改める。

第8条中「100分の5.3」を「100分の7.55」に改める。

第8条の2中「6,100円」を「7,500円」に改める。

第8条の3第1号中「6,300円」を「7,000円」に改め、同条第2号中「3,150円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「4,725円」を「5,250円」に改める。

第9条中「100分の1.82」を「100分の2.43」に改める。

第10条中「100分の6.51」を「100分の8」に改める。

第10条の2中「9,000円」を「9,200円」に改める。

第10条の3中「4,800円」を「5,300円」に改める。

第22条第1号ア中「1万7,290円」を「1万7,500円」に改め、同号イ（ア）中「1万7,710円」を「1万8,340円」に改め、同号イ（イ）中「8,855円」を「9,170円」に改め、同号イ（ウ）中「1万3,283円」を「1万3,755円」に改め、同号ウ中「4,270円」を「5,250円」に改め、同号エ（ア）中「4,410円」を「4,900円」に改め、同号エ（イ）中「2,205円」を「2,450円」に改め、同号エ（ウ）中「3,308円」を「3,675円」に改め、同号オ中「6,300円」を「6,440円」に改め、同号カ中「3,360円」を「3,710円」に改め、同条第2号ア中「1万2,350円」を「1万2,500円」に改め、同号イ（ア）中「1万2,650円」を「1万3,100円」に改め、同号イ（イ）中「6,325円」を「6,550円」に改め、同号イ（ウ）中「9,488円」を「9,825円」に改め、同号ウ中「3,050円」を「3,750円」に改め、同号エ（ア）中「3,150円」を「3,500円」に改め、同号エ（イ）中「1,575円」を「1,750円」に改め、同号エ（ウ）中「2,363円」を「2,625円」に改め、同号オ中「4,500円」を「4,600円」に改め、同号カ中「2,400円」を「2,650円」に改め、同条第3号ア中「4,940円」を「5,000円」に改め、同号イ（ア）中「5,060円」を「5,240円」に改め、同号イ（イ）中「2,530円」を「2,620円」に改め、同号イ（ウ）中「3,795円」を「3,930円」に改め、同号ウ中「1,220円」を「1,500円」に改め、同号エ（ア）中「1,260円」を「1,400円」に改め、同号エ（イ）中「630円」を「700円」に改め、同号エ（ウ）中「945円」を「1,050円」に改め、同号オ中「1,800円」を「1,840円」に改め、同号カ中「960円」

を「1,060円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 国民健康保険税の税率の引上げ（第４条から第10条の３まで、第22条関係）

		所得割（％）	資産割（％）	均等割（円）	平等割（円）
現 行	医療分	6.97	21.47	24,700	25,300
	後期分	1.78	5.30	6,100	6,300
	介護分	1.82	6.51	9,000	4,800
	計	10.57	33.28	39,800	36,400
改 正 後	医療分	8.06	24.73	25,000	26,200
	後期分	2.55	7.55	7,500	7,000
	介護分	2.43	8.00	9,200	5,300
	計	13.04	40.28	41,700	38,500

2 施行期日

平成28年４月１日

議案第 3 1 号

境港市消防団条例の一部を改正する条例制定について

境港市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市消防団条例の一部を改正する条例

境港市消防団条例（昭和35年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 消防団に団本部及び分団を設置し、その名称、区域、定員及び所在地は、規則で定める。

第8条の見出しを「(報酬)」に改め、同条第1項の表以外の部分を次のように改める。

消防団員には、次のとおり報酬を支給する。

第8条第3項を削る。

第9条から第12条までを次のように改める。

(費用弁償)

- 第9条 消防団員が条例、規則及び命令に基づき出動又は点検をした場合は、次のとおり費用弁償を支給する。

区分	金額
火災現場出動	1回につき 3,300円
警備警戒出動	1回につき 3,300円
教養訓練出動	1回につき 3,000円
機械器具点検	1回につき 1,000円

- 2 前項の場合を除き、消防団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として境港市職員等の旅費に関する条例（昭和34年境港市条例第38号）を準用し、旅費を支給する。この場合において、同条例に規定する旅行命令権者は、市長とする。

(出動)

- 第10条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、その所属する分団管轄区域内の水火災その他の災害の発生を知ったときは、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

(待機)

- 第11条 消防団員は、団長が必要と認める場合は、所属する分団で待機し、いつでも出動できる態勢をとらなければならない。

(旅行制限)

- 第12条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 費用弁償に係る規定の整備（第9条関係）

費用弁償について、出勤又は点検に関するもののほか、公務のため旅行する際の旅費の支給に係る規定を整備する。

2 消防団員の出動の特例に係る規定の改正（第10条関係）

消防団長の招集を受けない場合の出動について、その区域を明確化する。

〔現 行〕 あらかじめ定められた分団管轄区域内

〔改正後〕 消防団員が所属する分団管轄区域内

3 施行期日

公布の日

議案第 3 2 号

境港市原子力防災対策基金条例制定について

境港市原子力防災対策基金条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市原子力防災対策基金条例

(設置)

第1条 境港市における島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図るため、境港市原子力防災対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 原子力防災対策基金の設置

鳥取県の原子力防災対策交付金を活用し、島根原子力発電所に係る原子力防災対策を目的とした事業に要する経費の財源とするため、原子力防災対策基金を設置する。

2 施行期日

公布の日

議案第 33 号

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例

境港市児童クラブ条例（平成13年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項の表中

「

渡児童クラブ	渡小学校	1年から3年まで
外江児童クラブ	外江小学校	
境児童クラブ	境小学校	
上道児童クラブ	上道小学校	
余子児童クラブ	余子小学校	
中浜児童クラブ	中浜小学校	
誠道児童クラブ	誠道小学校	1年から6年まで

」を

「

渡児童クラブ	渡小学校	1年から3年まで
外江児童クラブ	外江小学校	1年から6年まで
境児童クラブ	境小学校	1年から6年まで
上道児童クラブ	上道小学校	1年から3年まで
余子児童クラブ	余子小学校	1年から3年まで
中浜児童クラブ	中浜小学校	1年から3年まで
誠道児童クラブ	誠道小学校	1年から6年まで

」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 児童クラブの入会対象児童の拡大（第3条関係）
外江児童クラブ及び境児童クラブについて、対象学年を次のとおり拡大する。
〔現 行〕 1年から3年まで
〔改正後〕 1年から6年まで
- 2 施行期日
平成28年4月1日

議案第 34 号

境港水産加工汚水処理場設置条例の一部を改正する条例制定について

境港水産加工汚水処理場設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港水産加工汚水処理場設置条例の一部を改正する条例

境港水産加工汚水処理場設置条例（昭和47年境港市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（使用料）

第3条 水産加工汚水処理場の使用料は、処理水1トン当たり28円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前の水産加工汚水処理場の使用に対する使用料については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 使用料の改正（第 3 条関係）

〔現 行〕 処理水 1 トン当たり 21 円（鳥取県に係る使用料は、18 円）

〔改正後〕 処理水 1 トン当たり 28 円

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

議案第 35 号

境港水産加工汚水処理場整備基金条例の一部を改正する条例制定について

境港水産加工汚水処理場整備基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港水産加工汚水処理場整備基金条例の一部を改正する条例

境港水産加工汚水処理場整備基金条例（平成２年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第１条中「事業」を「整備及び維持に関する事業」に改める。

第２条中「寄附金」を「寄附金その他の収入金」に改める。

第４条中「、一般会計予算」を「、市場事業費特別会計歳入歳出予算」に改める。

第６条中「、境港水産加工汚水処理場の改良、修繕等」を「、第１条の目的を達成するための事業及び同事業に係る起債の元利償還に要する経費」に改める。

附 則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 積立金原資の追加（第2条関係）

積立金の原資として消費税及び地方消費税の還付金といったその他の収入金を加える。

2 運用益金を予算に計上する会計の改正（第4条関係）

基金の運用から生じる収益を予算に計上する会計を一般会計から市場事業費特別会計に改める。

3 基金を処分することができる事由の追加（第6条関係）

基金の処分事由として、境港水産加工污水处理場の整備及び維持に関する事業に係る起債の元利償還の財源に充てる場合を加える。

4 施行期日

平成28年4月1日

議案第 36 号

境港市渡漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

境港市渡漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市渡漁港管理条例の一部を改正する条例

境港市渡漁港管理条例(平成6年境港市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「、漁港法」を「、漁港漁場整備法」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条の見出しを「(定義)」に改め、同条中「における漁港施設の用語」を「で使用する用語」に、「、法第3条に定めるところ」を「、法で使用する用語の例」に改める。

第4条第2項中「損傷したもの」を「損傷した者」に、「、ただちに」を「、直ちに」に、「現状」を「原状」に改める。

第5条第1項中「掘さく」を「掘削」に改める。

第6条の見出し中「港内」を「漁港の区域内」に改め、同条中「、港内」を「、漁港の区域内」に、「てい泊」を「停泊」に、「けい留」を「係留」に、「停けい泊」を「停係泊」に、「船舟」を「船舶」に改める。

第7条の見出しを「(停係泊禁止区域)」に改め、同条第1項中「停けい泊禁止区域」を「停係泊禁止区域」に改め、同条第2項中「船舟」を「船舶」に、「、停けい泊禁止区域」を「、停係泊禁止区域」に、「、停けい泊をしてはならない」を「、停係泊をしてはならない」に改める。

第8条第1項中「船舟」を「船舶」に、「停けい泊」を「停係泊」に改める。

第10条の見出し中「けい留施設」を「係留施設」に改め、同条中「けい留施設」を「係留施設」に、「、次の各号に」を「、次に」に改め、同条第1号中「船舟」を「船舶」に、「けい留」を「係留」に改め、同条第2号中「船舟」を「船舶」に改め、同条第3号中「当該施設」を「当該係留施設」に改める。

第11条第2項中「指定区域内」を「規定により指定した区域(以下「指定区域」という。)」に改め、同条第3項中「船舟」を「船舶」に、「、すみやかに第1項の」を「、速やかに」に改め、同項ただし書中「、当該区域」を「、当該指定区域」に改め、同条第4項中「第2項の」を「指定区域内にある」に改める。

第12条中「航路」を「航路及び係留施設」に、「とする者」を「とする者(当該利用が物揚場又は船揚場を1日未満の範囲で利用する場合であって第14条第1項の許可を受けている者を除く。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、市の漁港施設の維持管理上必要な場合においては、利用の場所、時間及び期間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

第13条第1項中「漁港施設(水域施設を除く。)」を「漁港施設」に、「、増築し」を「、増築し、改築し」に改め、同条第2項中「、前項の許可に市の漁港施設の利用上」を「、市の漁港施設の維持管理上必要な場合においては、前項の許可に」に、「附する」を「付する」に改め、同条第3項中「1年」を「3年」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可又は第15条の規定による当該許可の変更の許可をしない。

(1) 漁港施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(2) 他人に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(3) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者と認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、漁港施設の維持管理上支障があると認められるとき。

第16条を第20条とする。

第15条第1項中「、第5条第1項」を「、この条例」に、「第13条第1項の規定による許可」を「許可」に改め、同条を第19条とする。

第14条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「附した」を「付した」に改め、同項第1号中「第5条第1項又は第13条第1項」を「この条例若しくはこの条例に基づく規則」に改め、同項第2号中「第13条第2項」を「この条例」に改め、同項第3号中「第5条第1項」を「この条例」に、「又は第13条第1項の規定による許可を受けた者」を「若しくは許可を受けた者又は事実上反する事項を届け出た者」に改め、同条を第18条とし、第13条の次に次の4条を加える。

（使用の許可等）

第14条 市の漁港施設である係留施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可又は次条の規定による当該許可の変更の許可を行う場合について準用する。

3 第1項の使用の期間は、3年を超えることができない。

（承認事項等の変更）

第15条 第5条第1項本文の承認若しくは第7条第2項ただし書、第8条第2項、第11条第3項ただし書、第13条第1項若しくは前条第1項の許可を受けた者又は第12条第1項の届出をした者は、当該承認若しくは許可を受けた事項又は届出をした事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認若しくは許可を受け、又は市長に届出をしなければならない。

（権利の移転等の制限）

第16条 この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（占用料等）

第17条 市の漁港施設の占用又は使用の許可を受けた者は、別表第1に掲げる占用料又は別表第2に掲げる使用料（以下「占用料等」という。）を納付しなければならない。

い。

- 2 占用料等は、占用又は使用の許可の際に納付しなければならない。ただし、占用又は使用の期間が翌年度以降にわたる場合は、毎年度当該年度分をその年度の初めに納付しなければならない。
- 3 既に納付された占用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、占用料等を減額し、又は免除することができる。
- 5 市長は、占用料等が納付されない場合は、当該占用料等に係る許可を取り消すことができる。

附則の次に別表として次の２表を加える。

別表第１（第17条関係）

占用料

区分		単位	金額（円）
電柱、電線、広告塔、看板その他これらに類する工作物	第１種電柱	１本につき１年	630
	第２種電柱		970
	第３種電柱		1,300
	第１種電話柱		560
	第２種電話柱		900
	第３種電話柱		1,200
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	6
	地下に設ける電線その他の線類		3
	広告塔及び看板	表示面積１平方メートルにつき１年	2,000
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	1,100
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340
	外径が1メートル以上のもの		670
土砂の採取又は掘削に伴うもの		その都度市長が定める単位に応じて市長が定める額	

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 船舶に係留するための栈橋及び防舷材の設置を目的とする場合の占用料は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
- 消費税法（昭和63年法律第108号）の課税対象となる場合の占用料の額は、この表に定める額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 占用料の額の基礎となる占用の面積で1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占用の長さで1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1メートルとして計算する。
- 占用の期間が1年未満のもの又は1年未満の端数は、月割りによって計算する。この場合において、計算した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

別表第 2 （第17条関係）

使用料

区分		単位	金額（円）
境港市に住所を有する者	船舶の長さ5.5メートル未満	1 隻につき 1 年度	4,910
	船舶の長さ5.5メートル以上6.5メートル未満		5,900
	船舶の長さ6.5メートル以上11メートル未満		6,880
境港市に住所を有しない者	船舶の長さ5.5メートル未満		7,370
	船舶の長さ5.5メートル以上6.5メートル未満		8,840
	船舶の長さ6.5メートル以上11メートル未満		10,310

備考

- 1 船舶の長さは、漁船法（昭和25年法律第178号）に規定する登録票又は船舶安全法（昭和 8 年法律第11号）に規定する船舶検査証書に記載された長さとし、記載がない場合は、船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号）の規定に基づき登録される長さとする。
- 2 船舶の長さが11メートル以上のものは、使用することができない。
- 3 年度の途中で使用の許可を受けた場合についてもこの表に定める額とする。
- 4 年度の途中で区分の変更があった場合については、当該変更があった年度の翌年度から当該変更後の区分に属する額を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の属する年度に限り、改正後の境港市渡漁港管理条例別表第 2 備考第 3 項中「についてもこの表に定める額とする」とあるのは「については、当該許可を受けた日の属する月からその年度末までの月数による月割りで計算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする」と読み替えるものとする。

(参 考)

主 な 内 容

1 係留施設の使用許可及び使用料の設定（第14条、第17条、別表第2関係）

漁港改修により整備された係留施設の使用許可及びその使用料に係る規定を整備する。

区分		単位	金額（円）
境港市に住所 を有する者	船舶の長さ5.5メートル未満	1隻につ き1年度	4,910
	船舶の長さ5.5メートル以上6.5メートル未満		5,900
	船舶の長さ6.5メートル以上11メートル未満		6,880
境港市に住所 を有しない者	船舶の長さ5.5メートル未満		7,370
	船舶の長さ5.5メートル以上6.5メートル未満		8,840
	船舶の長さ6.5メートル以上11メートル未満		10,310

2 漁港施設の占用料の設定（第17条、別表第1関係）

漁港施設の占用料に係る規定を整備する。

3 施行期日

規則で定める日

議案第 37 号

境港市消費生活センター条例制定について

境港市消費生活センター条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 境港市消費生活相談室

位置 境港市上道町3426番地

(事務の実施日等)

第3条 法第8条第2項第1号及び第2号に規定する事務を行う日及び時間は、規則で定める。

(職員)

第4条 消費生活センターに所長、消費生活相談員その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第5条 前条の消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により当該試験に合格した者とみなされた者を含む。）とする。

(情報の安全管理)

第6条 市長は、消費生活センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 消費生活センターの組織及び運営等（第2条から第4条まで、第6条関係）

「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」の制定による「消費者安全法」の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理について条例で定めるものとされたことから、所要の規定を整備する。

2 消費生活相談員の資格要件（第5条関係）

消費生活センターに配置する消費生活相談員について、消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者のほか、国が参酌基準として定める「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第3条の規定により消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされた者」を資格要件とする。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 38 号

境港市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例制定について

境港市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づき、地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図り、もって本市の活力の向上を推進するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税の不均一課税（以下「不均一課税」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）地方活力向上地域 本市の区域内に存する法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域をいう。
- （2）特定業務施設 法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設をいう。
- （3）認定事業者 法第17条の2第4項に規定する認定事業者であって、平成30年3月31日までに、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について同条第3項の規定に基づく認定（次条において「計画認定」という。）を受けているものをいう。

（不均一課税）

第3条 地方活力向上地域内において、認定事業者が計画認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設を新設し、又は増設した場合において、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第3号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に該当するものに限る。以下「特定業務施設供用資産」という。）に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）第62条の規定にかかわらず、100分の0.15とする。

（不均一課税の申請等）

第4条 前条の規定の適用を受けようとする者は、不均一課税を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在における当該特定業務施設供用資産について、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて、同月31日までに市長に申請しなければならない。

- （1）所有者の住所及び氏名（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）
- （2）当該特定業務施設供用資産の所在地、取得価額及び取得年月日

(3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(不均一課税の適用除外及び取消し)

第5条 市長は、前条第1項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定は適用しない。

(1) 前条第1項に規定する期限内に正当な理由がなく申請をしないとき若しくは偽りその他不正の事実を記載して同項の申請をしたとき又は正当な理由がなく同条第2項の調査を拒み、若しくは妨げたとき。

(2) 納期限の到来した市税及び県税を滞納しているとき（災害その他やむを得ない事情があると認めた場合を除く。）。

(3) 役員等（個人にあっては当該個人、法人にあっては非常勤を含む役員をいう。）が境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者であるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、不均一課税を適用することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、不均一課税の適用を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不均一課税の適用を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の事実を記載して適用を受けたとき。

(2) 事業を廃止又は休止したとき。

(3) 前項第2号及び第3号に該当したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、不均一課税を適用することが適当でないと認めるとき。

(境港市税条例の適用)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、特定業務施設供用資産に係る固定資産税については、境港市税条例の定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税（第3条関係）

地域再生法の規定により地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者が当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、地方活力向上地域内において特定業務施設を新設し、又は増設した場合、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、100分の0.15（本来の税率の10分の1）とする。

2 施行期日

公布の日

議案第 39 号

境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市手数料条例の一部を改正する条例

境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第30号イ中「共用部分のある共同住宅全体に係るもの（アに掲げるものを除く。）」を「住宅の用に供する建築物（非住宅部分のあるもの及び共用部分のないものを除く。）全体に係るもの」に改め、同号ウ中「一戸建ての住宅又は共同住宅に係るもの（ア及びイに掲げるものを除く。）」を「住宅（共用部分を除く。）に係るもの」に改め、同号エ中「以外の建築物」を「以外の用に供する建築物」に改め、同条中第37号を第40号とし、第32号から第36号までを3号ずつ繰り下げ、第31号の次に次の3号を加える。

(32) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務の区分及び金額は、次のアからウまでに掲げるとおりとする。この場合において、建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、前段の額に別表第2に定める金額を加算した額とする。

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の（ア）及び（イ）に定める額を合計した額

（ア）別表第5の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

（イ）別表第5の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 住宅の用に供する建築物（非住宅部分を有するものを除く。）に係るもの アの（ア）に定める額

ウ 住宅以外の用に供する建築物に係るもの アの（イ）に定める額

(33) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定事務の区分及び金額は、次のアからウまでに定める額を合計した額とする。この場合において、建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、前段の額に別表第2に定める金額を加算した額とする。

ア 増加する住宅の用に供する部分の区分に応じ、前号アの（ア）に定める額

イ 変更後の住宅の用に供する部分の区分に応じ、前号アの（ア）に定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 変更後の非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、前号アの（イ）に定める額

(34) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定事務の区分及び金額は、次のアからウに掲げるとおりとする。

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の（ア）及び（イ）に定める額を合計した額

（ア）別表第6の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

（イ）別表第6の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 住宅の用に供する建築物（非住宅部分を有するものを除く。）に係るもの アの（ア）に定める額

ウ 住宅以外の用に供する建築物に係るもの アの（イ）に定める額

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

建築物の長期優良住宅認定事務

1 新築の住宅に係る長期優良住宅建築等計画

区分		金額
（1）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類（以下「基準適合証」という。）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の規定に基づく設計住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）の添付がない長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき49,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき99,000円
（2）基準適合証の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき11,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき23,000円
（3）住宅性能評価書の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき19,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき40,000円

(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるように申出があった長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	(1)、(2)又は(3)に定める額に、別表第2で定める金額に相当する額を加算した額
(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定	1件につき3,000円
(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認	1件につき3,000円

2 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画

区分		金額
(1) 基準適合証の添付がない長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき72,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき147,000円
(2) 基準適合証の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき17,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき34,000円

別表第4備考中「であって、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち知事が定めるものが交付したもの」を「として知事が定めるもの」に改める。

別表第4の次に次の2表を加える。

別表第5（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務

区分			金額	
			適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
住宅の用に供する部分	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき31,000円	1件につき4,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上500平方メー	1件につき35,000円	1件につき4,000円

		トル以下のもの		
	一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分を含む。）	床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件につき63,000円	1件につき9,000円
非住宅部分	300平方メートル未満のもの		1件につき208,000円 （簡易評価法の場合は、80,000円）	1件につき9,000円
	300平方メートル以上500平方メートル以下のもの		1件につき337,000円 （簡易評価法の場合は、134,000円）	1件につき25,000円

備考

- 1 適合証とは、建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるものをいう。
- 2 簡易評価法とは、簡易な評価方法として知事が定める方法によって認定する場合をいう。

別表第6（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能向上基準に適合していることの認定事務

区分			金額	
			適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
住宅の用に供する部分	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき31,000円 （簡易評価法の場合は、16,000円）	1件につき4,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1件につき35,000円 （簡易評価法の場合は、17,000円）	1件につき4,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分を含む。）	床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件につき63,000円 （簡易評価法の場合は、30,000円）	1件につき9,000円

	む。)			
非住宅 部分	300平方メートル未満のもの	1 件につき 208,000 円 (簡易評価法の場合は、80,000 円)	1 件につき 9,000 円	
	300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1 件につき 337,000 円 (簡易評価法の場合は、134,000 円)	1 件につき 25,000 円	

備考

- 1 適合証とは、建築物省エネ法第 2 条第 3 号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるものをいう。
- 2 簡易評価法とは、簡易な評価方法として知事が定める方法によって認定する場合をいう。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 建築物の長期優良住宅認定事務に係る手数料の改正（第2条、別表第3関係）
国の長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の改正に伴い、既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画に関する認定事務の手数料を加える。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定事務に係る手数料の設定（第2条、別表第5、別表第6関係）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、同法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能向上基準に適合していることに関する認定事務について、新たに手数料を定める。
- 3 施行期日
平成28年4月1日

議案第 4 0 号

境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

境港市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市営住宅条例の一部を改正する条例

境港市営住宅条例（平成９年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。
第44条の表中

「

蓮池引揚者住宅	昭和27	3,100円
蓮池引揚者住宅	〃 28	3,100円
渡町住宅	〃 29	300円

」を

「

蓮池町引揚者住宅	昭和27	3,100円
渡町住宅	〃 29	300円

」に改める。

別表第１第１項中

「

蓮池団地	昭和27	境港市蓮池町42番地	木造平屋	１戸
蓮池団地	〃 27	境港市蓮池町42番地	〃	１戸
誠道団地	〃 42	境港市誠道町225番地	準耐平屋	10戸

」を

「

蓮池団地	昭和27	境港市蓮池町42番地	木造平屋	１戸
誠道団地	〃 42	境港市誠道町225番地	準耐平屋	10戸

」に

改め、同表第３項中

「

蓮池町引揚者住宅	昭和27	境港市蓮池町42番地	木造平屋	３戸
蓮池町引揚者住宅	〃 28	境港市蓮池町42番地	〃	２戸
渡町住宅	〃 29	境港市渡町1868番地 2	〃	２戸

」を

「

蓮池町引揚者住宅	昭和27	境港市蓮池町42番地	木造平屋	１戸
渡町住宅	〃 29	境港市渡町1868番地 2	〃	２戸

」に

改める。

附 則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 公営住宅及びその他住宅の一部の廃止（第44条、別表第1関係）

蓮池団地及び蓮池町引揚者住宅の一部を廃止する。

区 分	名 称	建設年度	戸 数	
			現 行	改正後
公営住宅	蓮池団地	昭和27年度	1	1
		昭和27年度	1	0
その他住宅	蓮池町引揚者住宅	昭和27年度	3	1
		昭和28年度	2	0

2 施行期日

平成28年4月1日